

使用体験談、使用前後図・写真について

(注釈 1) 赤字部分が薬事法上の違反字句です。

広告例

当社の△△化粧品をご使用中の方から次の声が寄せられています。

◎東京都在住 ○坂 ×子(28歳)

私が△△化粧品とめぐり会ったのは5年前。ちょうど肌あれに悩んでいた頃です。△△化粧品を塗ると肌あれを防ぐことができるんです!これはいいと友達にも紹介したところ本当によく効くと喜んでいました。有り難うございました。

★次はほんの一例です(黒い点はお肌にできたシミです。)

お肌の拡大図



- 変化が目に見えてわかるため、使うのが楽しみになります。
- 100人以上の方からこのような効果が報告されています。

商品の注文は以下へどうぞ。お届けは約1週間かかります。

電話 0120-●●●-〇〇〇〇

有限会社 ○〇研究センター

解説

◎使用体験談、使用前後図・写真について

医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器において効能効果に関わる使用体験談、使用前後図・写真等を掲げることは、効能効果が確実であるかの誤解を与えるため認められません。次のような表現は違反になります。

(注釈 2) これらは、たとえ認められた効能効果の範囲内であっても、事実であっても表現できませんので注意して下さい。

◎大阪府在住 △△さん(モデル)

私たちモデル仲間でも肉割れのケアは話題になります。常に健康的な肌を保たなければならないので私は○○(商品名)でスキンケアしていますが、肉割れもなく、肌に張りもでてすべすべして気持ちいいですよ。

使用前後図を示すことは薬事法に違反します。